

貸付金償還等Q & A

Q 1 退職時点で貸付金の残高がありますが、退職後も引続き返済していくことはできますか？

A 1 貸付金の償還を退職後も引続き返済することはできません。

退職する時点で貸付残高がある場合は、退職手当等からその時点の未償還元利金相当額を控除します。控除してもなお不足額が生じる場合は、当共済組合から借受人へ振込依頼書が送付されますので、払込みをお願いします。

→ 資料 P 30

Q 2 退職手当から貸付金残高を控除してもらうために必要な手続はありますか？

A 2 共済組合で借りた貸付金の残高については、共済組合から給与支給機関へ退職手当からの控除を依頼しますので、組合員の方は手続する必要はありません。

→ 資料 P 30

Q 3 退職手当から貸付金残高を控除されたくないの、退職前に全額返済をすることはできますか？

A 3 全額繰上償還をすることができます。

全額繰上償還は毎月 15 日（土日休日の場合はその前日）までに「全額繰上償還申出書」を提出していただき、翌月 15 日までに金融機関で払込みしてください。

ただし、3 月末で退職する場合の申出締切日は、令和 3 年 1 月 15 日が最終締切りとなります。

全額繰上償還申出書の用紙は支部ホームページに掲載しております。

Q 4 貸付金残高を知りたいが電話で教えてくださいませんか？

A 4 個人情報観点から電話でお答えすることはできません。折り返し所属所を通じて当支部より御連絡させていただきます。

また、「貸付金残高証明書交付願」を提出していただくことで「貸付金残高証明書」を発行させていただきます。

貸付金残高証明書交付願の用紙は支部ホームページに掲載しております。

* 各用紙は支部ホームページ→手続ナビ→資金をかりる際の手続き→申込書等ダウンロード